

第14号様式

物品賃貸借契約書

物品の賃貸借について、借受人山口県（以下「甲」という。）と貸付人（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結した。

（目的）

第1条 乙は、次に掲げる物品（以下「物品」という。）を甲に貸し付け、甲は、これを借り受ける。

品名	規格	数量	備考

（賃貸借期間）

第2条 物品の賃貸借期間（以下「賃貸借期間」という。）は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（賃貸借料）

第3条 物品の賃貸借料（以下「賃貸借料」という。）の額は、1箇月につき金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は免除する。

（物品の納入）

第5条 乙は、物品を 年 月 日までに物品を即時に稼働可能な状態にした上で、 に納入しなければならない。

2 納入に要する費用は、全て乙の負担とする。

（納入の通知）

第6条 乙は、前条第1項の規定により物品を納入したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

（物品の検査）

第7条 甲は、前条の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から 日以内に乙の納入した物品の 検査 を行うものとし、乙は、当該検査に立会いするものとする。

2 前項の検査に要する費用は、全て乙の負担とする。

3 乙は、納入した物品の全部又は一部が第1項の検査に合格しなかったときは、甲が指定する日（以下「指定日」という。）までに、当該検査に合格できる物品を納入しなければならない。

4 前条並びに第1項及び第2項の規定は、前項の規定による納入について準用する。

（物品の引渡し）

第8条 乙は、納入した物品が前条第1項又は同条第4項において準用する同条第1項の検査に合格したときは、当該検査に合格した物品（以下「本物品」という。）を甲に引き渡さなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から本物品の引渡しを受けたときは、本物品の受領証を乙に交付するものとする。

（維持管理）

第9条 甲は、本物品を本来の用法に従い善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

（保守）

第10条 乙は、甲が本物品を完全に使用できるよう保守を行わなければならない。ただし、甲の故意

又は過失により本物品に修理又は調整の必要が生じたときは、その修理又は調整に要する費用は甲の負担とする。

2 甲は、本物品につき特別な保守を必要とする場合には、乙に申し出ることとし、この場合に要する費用は、甲の負担とする。

(所有権等)

第11条 本物品の所有権は、賃貸借期間中を通じて乙に属し、甲は、乙の承認を得た場合のほかは本物品の改造、模様替え等を行ってはならない。

(賃貸借料の支払)

第12条 乙は、毎月、前月分の賃貸借料の支払請求書を 日までに甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙の提出する適法な支払請求書を受理したときは、当該支払請求書を受理した日から 日以内に賃貸借料を乙に支払うものとする。

(期日等の変更)

第13条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、第5条に規定する期限（以下「期限」という。）又は指定日（以下「期限等」という。）の変更を必要とするときは、甲にその旨を申し出ることができる。

2 甲は、前項の規定による申出について天災その他やむを得ない理由があると認めるときは、期限等の変更を承諾するものとする。

(物品の納入を遅延した場合の違約金)

第14条 乙は、期限内に物品を納入しなかったときは、期限の翌日から納入をする日までの期間の日数に応じ、賃貸借料の額に年 パーセントの割合を乗じて得た金額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定は、乙が指定日までに物品を納入しなかった場合について準用する。

(賃貸借料の支払を遅延した場合の遅延利息)

第15条 甲は、第12条第2項に規定する期間内に賃貸借料を完納しなかったときは、当該期間が満了する日の翌日から未支払金額を納付する日までの期間の日数に応じ、当該未支払金額に年 パーセントの割合を乗じて得た金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(危険負担)

第16条 第8条第1項の規定による引渡し前の物品の滅失、損傷その他の損害については、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第17条 甲は、本物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、乙に対し、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求、又は解除をすることができる。

(契約の解除)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは物品賃貸借契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を

もって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

（不正行為に伴う契約の解除）

第19条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第20条の排除措置命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。）を提起しなかったとき。

(2) 乙が、独占禁止法第7条の2、第20条の2、第20条の3、第20条の4、第20条の5、第20条の6の規定により、課徴金の納付を命じられ、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 乙が前2号の抗告訴訟を取り下げたとき。

(4) 乙が、第1号又は第2号の抗告訴訟を提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(5) その使用人その他の従業者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の刑が確定したとき。

（損害賠償）

第20条 乙は、この契約の定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、その不履行が、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

（不正行為に伴う損害の賠償）

第21条 乙は、この契約に関して、第19条各号のいずれかに該当するときは、賃貸借料に賃貸借期間を乗じて得た金額（以下「賃貸借料総額」という。）の10分の2に相当する金額を賠償金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第19条第1号から第4号までに掲げる場合において、命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要であると認めるとき。

2 甲は、前項の契約に係る損害の額が同項の賃貸借料総額の10分の2に相当する金額を超えるときは、乙に対して、当該超える金額を併せて支払うことを請求することができる。

3 前2項の規定は、賃貸借期間を満了した後においても適用があるものとする。

（物品の返還）

第22条 本物品の賃貸借期間が満了したとき又は甲が第18条第1項若しくは第19条の規定によ

る契約の解除をしたときは、甲は、乙に本物品を返還するものとする。

2 本物品の返還に要する費用は、全て乙の負担とする。

(契約の締結に要する費用)

第23条 この契約の締結に要する費用は、全て乙の負担とする。

(疑義の解決)

第24条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第25条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

借受人 山口県
山口県知事
(廨 長)

印

貸付人

印